

議員提出議案第 1 号

知立市議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 1 8 日提出

提出者	知立市議会議員	中 島 清 志
賛成者	知立市議会議員	久 世 泰 男
	〃	那 須 幸 子
	〃	中 野 智 基
	〃	神 谷 文 明
	〃	佐 藤 修

知立市議会委員会条例の一部を改正する条例

知立市議会委員会条例（昭和 4 5 年知立市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「企画文教委員会 7 人」を「市民政策委員会 6 人」に改め、同号ウ中「危機管理局」を「市民協働部」に改め、同号中オを削り、カをオとし、キをカとし、同項第 2 号中「市民福祉委員会」を「福祉教育委員会」に改め、同号ア中「福祉子ども部」を「福祉こども部」に改め、同号ウ中「市民部」を「教育委員会事務局」に改め、同項第 3 号中「建設水道委員会 6 人」を「都市建設委員会 7 人」に改め、同号中ウをエとし、イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 産業環境部の所管に属する事項

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の知立市議会委員会条例に規定する常任委員会

に付議されている閉会中の継続調査事件は、それぞれ改正後の知立市議会委員会条例に規定する当該事件を所管事項とする常任委員会に付議されたものとみなす。

#### 提案理由

この案を提出するのは、行政機構改革に伴い必要があるからである。